

久喜市特別保育事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

久喜市特別保育事業費補助金交付要綱（平成２２年久喜市告示第５５号）の一部を次のように改正する。

別表１の項補助対象経費の欄中、「（令和６年１０月２日付けこ支援第４８２号埼玉県福祉部長通知）」を「（令和７年７月２５日付けこ支援第１９３号埼玉県福祉部長通知）」に改め、同項基準額の欄を次のように改める。

次により算定された額

（１） 補助単価

１歳児１人につき月額２０，０００円

ただし、公定価格（特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特別地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特別保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成２７年内閣府告示第４９号。以下この欄において「算定基準等」という。）第１条第１２項の額をいう。以下この欄において同じ。）における１歳児配置改善加算（算定基準等第１条第２３の３項に規定するものをいう。以下のこの欄において同じ。）を適用している場合は、２０，０００円から公定価格単価表（算定基準等別表第２をいう。）の当該加算の「その他地域」区分の単価を差し引いた額を補助単価とする。

（２） 補助基準額

対象私立保育所、幼保連携型認定こども園及び保育所型認定こども園の保育所部分（以下「対象保育所等」という。）の各月初日における１歳児の年間延べ人数に、補助単価を乗じて得た額

ただし、小規模保育事業所（公定価格における１歳児配置改善加算を適用している場合を除く。）については、各月初日における１歳児の年間延べ人数に、１０，０００円を乗じて得た額とする。

別表４の項基準額の欄中

「

延長時間区分	
1 時間	2 0, 2 0 0 円
2 時間	4 0, 4 0 0 円
3 時間	6 0, 6 0 0 円

」

を

「

延長時間区分	
1 時間	2 1, 2 0 0 円
2 時間	4 2, 4 0 0 円
3 時間	6 3, 6 0 0 円

」

に改め、同表 5 の項を次のように改める。

5 一時預かり 事業費補助金	一時預かり事業の実施について（令和 6 年 3 月 3 0 日付けこ成保第 1 9 1 号こども家庭庁成育局長通知）に定める一時預かり事業（一般型、幼稚園型Ⅰ及び余裕活用型	実施方法により区分される次に定める額 （1） 一般型 ア 一般型対象児童（イ～エを除く。）（1 か所当たり年額） （ア） 基本分 ① 保育従事者が全て保育士又は 1 日当たり平均利用児童数おおむね 3 人以下の施設において保育士とみなされた家庭的保育
-------------------	--	---

	に限る。)の実 施に要する経費	者と同等の研修を修了し た者の場合	
		年間延べ利用 児童数	基準額
		50人未満	1,473,000円
		50人以上100人未満	1,973,000円
		100人以上200人未満	2,444,000円
		200人以上300人未満	2,945,000円
		300人以上900人未満	3,240,000円
		900人以上1,500人未満	3,470,000円
		1,500人以上2,100人未満	5,012,000円
		2,100人以上2,700人未満	6,554,000円
		2,700人以上3,300人未満	8,096,000円

			0人未満	
			3,300人以上3,900人未満	9,638,000円
			3,900人以上4,500人未満	11,180,000円
		② ①以外（地域密着Ⅱ型を含む。）の場合		
			年間延べ利用児童数	基準額
			50人未満	1,473,000円
			50人以上100人未満	1,973,000円
			100人以上200人未満	2,444,000円
			200人以上300人未満	2,945,000円
			300人以上900人未満	3,114,000円
			900人以上1,500人未満	3,335,000円
			1,500人以上	4,817,000円

		以上 2, 1 0 0 人未満	0 0 円
		2, 1 0 0 人 以上 2, 7 0 0 人未満	6, 2 9 9, 0 0 0 円
		2, 7 0 0 人 以上 3, 3 0 0 人未満	7, 7 8 1, 0 0 0 円
		3, 3 0 0 人 以上 3, 9 0 0 人未満	9, 2 6 3, 0 0 0 円
		3, 9 0 0 人 以上 4, 5 0 0 人未満	1 0, 7 4 5, 0 0 0 円
		(イ) 基幹型施設加算 1, 3 3 0, 0 0 0 円 (ウ) 運営費の事務経費加算 2, 6 7 0, 0 0 0 円 イ 特別利用保育等対象児童（児 童 1 人当たり日額） （子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 2 8 条 第 1 項第 2 号に規定する特別利 用保育の提供を受ける児童及び 第 3 0 条第 1 項第 2 号に規定す る特別利用地域型保育の提供を	

		受ける児童) (ア) 平日分 440円 (イ) 長期休業日(8時間未満) 440円 (ウ) 長期休業日(8時間以上) 880円 (エ) 休日分(土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用) 800円 (オ) 長時間加算 ((ア) (イ) については、4時間(又は特別利用保育等として提供される時間との合計が8時間)、 (ウ) (エ) については8時間を超えた利用) ・超えた利用時間が2時間未満 100円 ・超えた利用時間が2時間以上3時間未満 200円 ・超えた利用時間が3時間以上 300円 ウ 緊急一時預かり対象児童(児童1人当たり日額) 4,400円
--	--	--

		エ 特別支援児童（障害児・多胎児）加算（児童１人当たり日額） ３，９００円 オ 利用者負担軽減（児童１人当たり日額） ・生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）による被保護者世帯 ３，０００円 ・市町村民税非課税世帯 ２，４００円 ・市町村民税所得割合算額が７７，１０１円未満世帯 ２，１００円 ・その他要支援児童のいる世帯 １，５００円 ※ オは緊急一時預かりを除く。 （２） 幼稚園型Ⅰ ア 在籍園児分（ウを除く。） （児童１人当たり日額） （ア） 基本分（平日の教育時間前後や長期休業日の利用） Ⅰ 年間延べ利用児童数 ２，０００人超の施設 ① 平日 ４４０円 ② 長期休業日（８時間
--	--	--

		未満) 440円 ③ 長期休業日(8時間以上) 880円 Ⅱ 年間延べ利用児童数 2,000人以下の施設 ① 平日 (1,600,000円÷年間延べ利用児童数)－400円(10円未満切捨て) ② 長期休業日(8時間未満) 400円 ③ 長期休業日(8時間以上) 800円 (イ) 休日分(土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用) 800円 (ウ) 長時間加算 I (ア) I①及び(ア)Ⅱ①については4時間(又は教育時間との合計が8時間)、(ア) I③、(ア)Ⅱ③及び(イ)については8時間を超えた利用の場合 ・ 超えた利用時間が2時
--	--	---

		間未満 1 5 0 円 ・ 超えた利用時間が 2 時間以上 3 時間未満 3 0 0 円 ・ 超えた利用時間が 3 時間以上 4 5 0 円 Ⅱ (ア) Ⅰ ②及び (ア) Ⅱ ②については 4 時間を超えた利用の場合 ・ 超えた利用時間が 2 時間未満 1 0 0 円 ・ 超えた利用時間が 2 時間以上 3 時間未満 2 0 0 円 ・ 超えた利用時間が 3 時間以上 3 0 0 円 (エ) 保育体制充実加算 Ⅰ 次の①又は②の要件を満たした上で、③及び④の要件を満たす施設 1 か所当たり年額 2, 8 9 2, 4 0 0 円 Ⅱ 次の①又は②の要件を満たした上で、③及び⑤の要件を満たす施設 1 か所当たり年額 1, 4
--	--	--

		46, 200円 ① 平日及び長期休業中の双方において、原則11時間以上（平日については教育時間を含む。）の預かりを実施していること。 ② 平日及び長期休業中の双方において、原則9時間以上（平日については教育時間を含む。）の預かりを実施するとともに、休日において40日以上の預かりを実施していること。 ③ 年間延べ利用児童数が2,000人超の施設であること。 ④ 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の35第1項第2号ロ（附則第56条第1項の規定により読み替えて適用）及びハに基づ
--	--	---

		き配置する者（以下「教育・保育従事者」という。）を全て保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者とするこ と。また、当該教育・保育従事者の数は2名を下ることがないこ と。 ⑤ 教育・保育従事者の おおむね2分の1以上 を保育士又は幼稚園教 諭普通免許状保有者と すること。また、当該 教育・保育従事者の数 は2名を下ることがな いこと。 (オ) 就労支援型施設加算 (事務経費) 1か所当たり 年額 1, 383, 200 円 ※1 ※2③の配置月数 (1月に満たない端数が 生じたときは、これを1 月とする。)が6月に満 たない場合には、1か所
--	--	--

		当たり年額を691,600円とする。 ※2 次の要件を満たす施設に適用する。 ① 平日及び長期休業中の双方において、8時間以上（平日については教育時間を含む。）の預かりを実施していること。 ② 次のいずれかの要件を満たしていること。 a 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第42条第1項に規定する連携施設となっていること。 b 3以上の市町村から園児を受け入れていること。 c 一時預かり事業
--	--	---

		(幼稚園型Ⅱ)を実施していること。 ③ 本事業の事務を担当する職員を追加で配置すること。 イ 在籍園児以外の児童分（ウを除く。）（児童１人当たり日額） （ア） 基本分 ８００円 （イ） 長時間加算（８時間を超えた利用） ・ 超えた利用時間が２時間未満 １５０円 ・ 超えた利用時間が２時間以上３時間未満 ３００円 ・ 超えた利用時間が３時間以上 ４５０円 ウ 特別な支援を要する児童分（児童１人当たり日額） ① 平日 ４，０００円 ② 長期休業日 ８，０００円 ③ 休業日（土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用） ８，０００円 ※ 以下のいずれかの児童で市
--	--	---

		が認めるものに適用する。 (ア) 教育時間内において特別な支援を要するとして、既に多様な事業者の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別支援教育・保育経費）や都道府県等による補助事業等の対象となっている児童 (イ) 特別児童扶養手当証書を所持する児童、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持する児童、医師、巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見等により障害を有すると認められる児童その他の健康面・発達面において特別な支援を要すると市が認める児童 ※ 幼稚園型Ⅰに係る公費支援の総額（１施設当たり年額）は、１０，２２３，０００円を上限とする。ただし、待機児童
--	--	---

		又は特別な支援を要する児童の受け入れ促進に資する措置（ア（ア）Ⅰ③、ア（ア）Ⅱ③、ア（ウ）、ア（エ）、ア（オ）、イ（イ）又はウに係る基準額）を適用したことにより、10,223,000円を超えた場合は、この限りでない。 （３） 余裕活用型（児童１人当たり日額） ア 基本分 2,600円 イ 特別支援児童（障害児・多胎児）加算（児童１人当たり日額） 3,900円 ウ 利用者負担軽減（児童１人当たり日額） ・生活保護法による被保護者世帯 3,000円 ・市町村民税非課税世帯 2,400円 ・市町村民税所得割合算額が77,101円未満世帯 2,100円
--	--	--

		・その他要支援児童のいる世帯 1, 5 0 0 円
--	--	------------------------------

附 則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の久喜市特別保育事業費補助金交付要綱の規定は、令和7年4月1日から適用する。